

家屋敷課税とは

1月1日(賦課期日)現在、中津川市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、中津川市に住所を有しない方に対し、市県民税均等割が課税されるものです。(地方税法第294条第1項第2号、中津川市税条例第16条第1項第2号)

前年中に一定の所得があった方には、市県民税均等割が課税されます。

固定資産税とは別に課税されます。

実際は中津川市に住んでいても、他市町村に住民登録があり、そこで市県民税が課税されている場合は、当市において家屋敷課税の対象となります。

家屋敷とは

自己または家族が住むことを目的とした、自由に居住することができる独立性のある住宅のこと。自己の所有であることや現に居住していることを問いません。 ※他人に貸し付けている場合は対象となりません。

(例)別荘など

事務所・事業所とは

事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われる場所のこと。自己の所有であることを問いません。

(例)診療所、店舗、事務所、工場など